

ねぎ等 3 品目に係るセーフガードに関する主な経緯等について
【日中協議関連】

平成 13 年 10 月 24 日

1. 事実関係 (詳細経緯 : 別紙)

(1) ねぎ等 3 品目に係るセーフガード暫定措置

ねぎ、生しいたけ、畳表について、昨年 12 月、政府調査を開始。
本年 4 月、上記 3 品目についてセーフガード暫定措置を発動。具体的な
措置内容は以下のとおり。

《具体的措置》

関税割当数量

過去の輸入実績を考慮して、以下の関税割当数量については、現行の関税率を
維持する。

ねぎ :	5,383 トン	[年換算 9,823 トン]
生しいたけ :	8,003 トン	[年換算 29,684 トン]
畳表 :	7,949 トン	[年換算 18,440 トン]

関税率

上記関税割当数量を超える輸入については、現行関税率に加え、以下の関税率
により関税を課す。

ねぎ :	225 円/kg(256%相当)	[現行関税率 3%]
生しいたけ :	635 円/kg(266%相当)	[現行関税率 4.3%]
畳表 :	306 円/kg(106%相当)	[現行関税率 6%]

期間 : 平成 13 年 4 月 23 日 ~ 11 月 8 日 (200 日間)

(2) 中国側による輸入特別関税措置

本年 6 月 22 日、中国側は日本製 3 品目 (自動車、携帯・車載電話、エ
アコン) について、従来の輸入関税に加え、一律 100% の特別関税の徴
収を実施。

《参考 : 自動車等の現行税率》

自動車	: 10 ~ 80 %
(乗用車 : 70 ~ 80 %、バス : 45 ~ 65 %、 トラック : 30 ~ 50 %、クレーン・ミキサー車 : 10 ~ 25 %)	
携帯・車載電話	: 12 %
エアコン	: 25 ~ 40 %

2．日本政府の立場

我が国によるねぎ等3品目に係るセーフガード暫定措置については、中国産品を狙い打ちした差別的措置ではなく、WTO関連協定を踏まえた緊急避難的措置。

それに対して、中国側の輸入特別関税措置は、我が国産品の自動車等のみを対象とするものであり、日中貿易協定第1条1項（最恵国待遇義務）違反であることから、同措置の撤回を強く要求。

また、今回の中国側の措置は、間もなく加盟するWTO関連協定上も認められない。特に、我が国がとった措置を「不公正、差別的」と一方的に認定して対抗措置を発動したことは、WTOの紛争解決ルールに全く反する。

3．中国政府の立場

中国側は、我が国のセーフガード調査及びセーフガード暫定措置は、一方的、差別的、かつ不公平であるとして暫定措置の撤回を要求。

今回の輸入特別関税措置は、日本側のセーフガード暫定措置に対する対抗措置として、国内関係法令に基づき実施されるものと主張。

年・月	暫定措置関係	日中協議関係
2000年 12月	・ 12月22日 ねぎ等3品目(ねぎ、生しいたけ、 薑表)について政府調査開始	
2001年 2月		・ 2月6日 松岡農水副大臣と龍対外貿易経済合 作部(経貿部)副部長の会談(東京) ・ 2月20日 日中農林水産物情報交換会(北京)
3月	・ 3月9日 第1回産業構造審議会特殊貿易措 置小委員会 ・ 3月23日 ねぎ等3品目の政府調査にかかる 実態調査の結果公表	・ 3月13日 中山経済産業副大臣と高経貿部部長 助理の会談(東京) ・ 3月15日 松岡農水副大臣と高経貿部部長助理 の会談、日中農林水産物情報交換会(東 京) ・ 3月19日 松岡農水副大臣と龍経貿部副部長と 会談(北京)
4月	・ 4月11日 第2回産業構造審議会特殊貿易措 置小委員会 ・ 4月17日 発動政令閣議決定 ・ 4月20日 暫定措置についてのWTO通報 ・ 4月23日 暫定措置発動 (発動期間200日間、11月8日迄)	・ 4月13日 松岡農水副大臣及び国井農水大臣政 務官と龍経貿部副部長、高同部部長 助 理の会談(北京)
5月	・ 5月9日 第3回産業構造審議会特殊貿易措置 小委員会において「セーフガード措置 の考え方」(別紙)を確認、公表	
6月		・ 6月4日 ねぎ等3品目に係る日中情報交換会 [審議官級](北京) ・ 6月22日 中国側が日本製自動車、携帯・車載 電話、エアコンに対し、現行輸入税 率 に加え、一律100%の輸入特別関 税の 徴収を実施。(6月21日に平沼経済産 業大臣談話発出:別紙)
7月		・ 7月3、4日 日中政府間協議[局長級](北京)
8月		
9月		・ 9月24、25日 農産物に関する日中非公式協議 (民間ベース 於:北京)
10月		・ 10月 8日 日中首脳会談 ・ 10月17日 APEC閣僚会議での平沼大臣-石部 長会談(共同プレス発表:別紙) ・ 10月21日 APEC首脳会談での小泉総理-江主 席会談
11月	・ 11月8日 暫定措置期限	